第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

$L_{18}$ ＝ 0.030

$L_{19}$ ＝ 0.030
$L_{20}$ ＝ 0.02959
$L_{21}$ ＝ 0.02956
$L_{22}$ ＝ 0.02970
$L_{23}$ ＝ 0.02983
$L_{24}$ ＝ 0.03073
$L_{25}$ ＝ 0.03148
$L_{26}$ ＝ 0.03304
$L_{27}$ ＝ 0.03595
$L_{28}$ ＝ 0.0301
$L_{29}$ ＝ 0.0301
$L_{30}$ ＝ 0.03018
$L_{令元}$ ＝ 0.02992
$L_{令2}$ ＝ 0.03027
$L_{令3}$ ＝ 0.03054
$L_{令4}$ ＝ 0.03257
$L_{令5}$ ＝ 0.00461

$L_{令6}$ ＝ 0.00731
$L_{令7}$ ＝ 0.01172
M　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額

第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額に相当する額

$L_{17}$ ＝ 0.030
$L_{18}$ ＝ 0.030

$L_{19}$ ＝ 0.030
$L_{20}$ ＝ 0.02965
$L_{21}$ ＝ 0.02960
$L_{22}$ ＝ 0.02976
$L_{23}$ ＝ 0.02991
$L_{24}$ ＝ 0.03092
$L_{25}$ ＝ 0.03176
$L_{26}$ ＝ 0.03267
$L_{27}$ ＝ 0.030
$L_{28}$ ＝ 0.0301
$L_{29}$ ＝ 0.0302
$L_{30}$ ＝ 0.03024
$L_{令元}$ ＝ 0.02996
$L_{令2}$ ＝ 0.03033
$L_{令3}$ ＝ 0.03061
$L_{令4}$ ＝ 0.00321
$L_{令5}$ ＝ 0.00461

$L_{令6}$ ＝ 0.00731
M　都道府県知事の申告に基づき総務大臣が調査した当該年度における下水道資本費平準化債同意等見込額（地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出をして発行する見込みである地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定すると見込まれるものの額を含む。以下同じ。）（公害防止事業分を除く。）として総務大臣が通知した額
N　日本下水道事業団からの下水汚泥広域処理事業の施設の地方団体への移管に係る地方債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額